

京都市火災予防規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年11月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第41号

京都市火災予防規則の一部を改正する規則

京都市火災予防規則の一部を次のように改正する。

第5条の5及び第6条中「第12条第3項」の右に「,第12条の2第2項」を加える。

第17条第1項中「第59条の2第1項第4号」を「第59条の2第4号」に改め,同条第2項各号列記以外の部分中「第59条の2第1項」を「第59条の2」に,「同項第1号」を「同条第1号」に,「同項第4号」を「同条第4号」に改める。

別表1の項中「第12条第3項」の右に「,第12条の2第2項」を,「変電設備」の右に「,急速充電設備」を加える。

第4号様式の3(第1面)中

変電設備	適		
	否		

を

変電設備	適		
	否		
急速充電設備	適		
	否		

に改める。

附則

この規則は,平成24年12月1日から施行する。ただし,第17条の改正規定は,公布の日から施行する。

(消防局 予防部)